

令和7年度 藤沢マイスター 募集要項



【応募資格】

市内在住、在勤で手作業もしくは機械等を用いて、仕事に従事する技能者・技術者の方

【応募方法】

「藤沢マイスター候補者推薦書」に必要事項をご記入の上、産業労働課労政担当まで、
メール又は郵送にて提出してください。

※自薦、他薦は問いません。（他薦の場合は、本人の同意が必要です。）

※推薦書は、産業労働課、各市民センター、市民図書館、藤沢商工会議所にあります。

また、市ホームページからダウンロードできます。

※詳細はP2～P4をご確認ください。

藤沢マイスター

検索

【募集期間】2025年(令和7年)6月11日(水)～7月11日(金)必着

【応募・お問い合わせ先】

藤沢市 経済部産業労働課 労政担当

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 本庁舎8階

TEL:0466-50-8222 FAX:0466-50-8419

Email:fj3-indus@city.fujisawa.lg.jp

1 事業概要

藤沢市では、不断の研鑽により極めて優れた技能を有し、市民生活や産業の発展を支える技能者・技術者を「藤沢マイスター」として認定し、「藤沢マイスター」の協力を得ながら、将来を担う後継者の育成活動のほか、技能振興に関する様々な活動を行っています。

令和7年度「藤沢マイスター」候補者については、次のとおり募集しますので、藤沢市内の更なる技能振興にご協力いただける技能者・技術者のご応募をお待ちしています。

2 応募資格

市内在住、もしくは主として市内において、手作業もしくは機械等を用いて、別表の対象職種一覧(P4をご覧ください)に関わる仕事に従事している技能者・技術者の方

3 主な認定要件

- ① 極めて優れた技能・技術を有する者
- ② 高潔な人格を備え、後進の目標となる者
- ③ 藤沢市における後継者の育成や産業の発展に資する活動を行ってきた者
- ④ 市が開催する技能・技術に関する講演会、実演会、体験教室等に協力できる者

4 応募方法

「藤沢マイスター候補者推薦書」に必要事項をご記入の上、産業労働課労政担当まで、メール又は郵送にて提出してください。

※ 推薦書は、産業労働課、各市民センター、市民図書館、藤沢商工会議所にあります。また、市ホームページからダウンロードも可能です。

【<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/meister.html>】

※ 応募書類については返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 他薦の場合は、本人の同意が必要です。



5 応募から認定までの流れ

① 応募期間

2025年(令和7年)6月11日(水)から7月11日(金)まで(必着)

② 選考

2025年(令和7年)8月から2025年(令和7年)12月(予定)

※ 調査員(専門機関)や「藤沢市マイスター選考委員会(学識経験者等により構成)」による訪問調査・審査及びを行います。市外在住者は納税確認をお願いする場合があります。

③ 認定

2025年(令和7年)12月～2026年(令和8年)1月(予定)

※ 認定者には賞状、記念品、奨励金(5万円)を授与します。

※ 「藤沢マイスター」の認定は、3人以内とします。

6 認定後の活動

「藤沢マイスター」に認定された方には、技能・技術の振興のため、有している技能・技術の展示、披露等の事業、及び学校教育現場での講演、実演、体験教室等の事業にご協力いただきます。

※ 現在認定されている「藤沢マイスター」の方々の紹介と活動実績については、市ホームページをご覧ください。

7 お問い合わせ先

藤沢市 経済部産業労働課 労政担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1（市役所本庁舎8階）

電話:0466-50-8222 FAX:0466-50-8419

Email:fj3-indus@city.fujisawa.lg.jp



藤沢マイスター 対象職種一覧

部 門	対象職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ 等
窯業・土石関係	陶磁器製造、ガラス加工 等
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、仕上げ、切削工具研削 等
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、鉄道車両製造 等
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、電気製図 等
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、飲料・食料品製造 等
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製 等
木材・木製品紙加工品関係	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装 等
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形 等
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作 等
印刷製本関係	印刷、製本 等
その他	着付け、園芸装飾、ロープ加工、印章彫刻、塗料調色、義肢・装具制作、産業洗浄、フラワー装飾、理美容 等

※推薦書の「職種の名称」欄に記載をお願いいたします。上記の職種に当てはまらない場合は、事前にご連絡をいただくか、名称の記載を併せてお願いいたします。

(職種によっては、選考対象にならない場合もございます。)

※文化芸術分野については、本事業制度の対象外になります。